

1月は「インターネット上の 人権侵害」集中相談月間です

「大阪府人権相談窓口」にご相談ください」

例えば

- ・SNS上で誹謗中傷を受け困っている。
- ・インターネット上に個人のプライバシーに関する情報を無断で掲示された。

相談料
無料

このようなインターネット上の人権侵害に関連する不当な差別などの相談を受け付けています。

個人情報の保護 厳守

1. 相談日時

平日相談	月曜日～金曜日	年始(1月1日から1月3日)、祝日を のぞく	午前9時30分～午後5時30分
夜間相談	火曜日	1月10日、17日、24日、31日	午後5時30分～午後8時00分
休日相談	第4日曜日	1月22日	午前9時30分～午後5時30分

2. 実施方法

(1) 電話相談

06-6581-8634

ひとりで悩まず
ご相談ください

つながらない場合は、06-6581-8635もご利用いただくことが可能です。
(※夜間相談及び休日相談や、その他の相談の状況により電話がつながりにくい場合があります。)

(2) 面接相談

相談室(個室)において相談の対応を行います。

1回の相談の目安は30分から1時間程度です。

※できる限り、事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

相談場所:大阪府人権協会(大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階) ※下記地図参照

(3) その他

①メー ル: so-dan@jinken-osaka.jp

②手 紙 等: 〒552-0001

大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階 大阪府人権協会 人権相談窓口

③ファクシミリ: 06-6581-8614

弁護士相談もご利用いただけます
(無料)

★法的なアドバイスが必要な場合、弁護士がご相談をお受けします。その場合、人権協会の相談員が同行します。

原則として相談者1人につき1回(1時間程度)のみとなります。

●相談日時:

金曜日(年末年始、祝日をのぞく)

午後1時30分から午後4時30分

●相談・予約方法:

まず、電話やメール等で事前相談をおこなってください。

相談内容や相談者の希望に応じて、調整いたします。

予約電話番号 **06-6581-8635**

一般財団法人大阪府人権協会

<最寄り駅>

JR 大阪環状線「弁天町駅」北口より約600m

Osaka Metro 中央線「弁天町駅」4番出口より約700m



大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の 人権侵害のない社会づくり条例

インターネットによる 人権侵害をなくしましょう



条例のポイント

令和4年4月1日から「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が施行されました。





インターネットは、便利なツールですが、使い方や表現等によって、人権が侵害され、誹謗中傷で心が傷つき、最悪の場合、自ら命を絶ってしまう事態を招くこともあります。

府民一人ひとりが加害者とならない意識をもち、誰もが被害に遭わないよう、命の尊さや人間の尊厳を認識し、全ての人の人権が尊重される豊かなインターネット社会を創りましょう。



相談窓口のご紹介

「インターネット上で誹謗中傷の被害にあったけれどどうしたらよいか」
「自分の SNS 上の書込みが相手を傷つけていないか心配」など、
インターネット上の問題でお困りの際は、大阪府の相談窓口をはじめ、
様々な相談窓口で相談することができます。
お気軽にご相談ください。

大阪府人権相談窓口 ☎ 06-6581-8634 つながらない場合は、06-6581-8635もご利用いただくことが可能です。(※夜間相談及び休日相談や、その他の相談の状況により電話がつながりにくい場合があります。) ✉ so-dan@jinken-osaka.jp 	違法・有害情報相談センター (総務省支援事業) 
国(法務省)の人権相談窓口 みんなの人権110番 全国共通人権相談ダイヤル ☎0570-003-110 	誹謗中傷ホットライン (一般社団法人セーフター インターネット協会) 

啓発活動

人権局では、関西の6大学の学生と共同研究を行い、人権啓発動画やリーフレットを制作しました。

詳しくは右記の QR コードからご覧ください。



SNSを
凶器に
するな。



協力 大阪大学人権啓発部

◆お問い合わせ先

大阪府府民文化部人権局人権擁護課

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 電話:06-6210-9283 FAX:06-6210-9286